

舗装施工管理技術者 資格者証再交付の手引き

1. 資格者証の再交付

資格者証を紛失または汚損した方は、資格者証の再交付申請を行うことにより、新たな資格者証の交付を受けることができます。

なお、資格者証の紛失から時間が経過して登録の有効期間を過ぎ、失効してからの再交付申請はできません。

登録の有効期間内である（失効していない）かどうか不明の場合は、ご本人より道建協 検定企画課に電話でお問い合わせ下さい。

2. 資格者証の再交付手数料

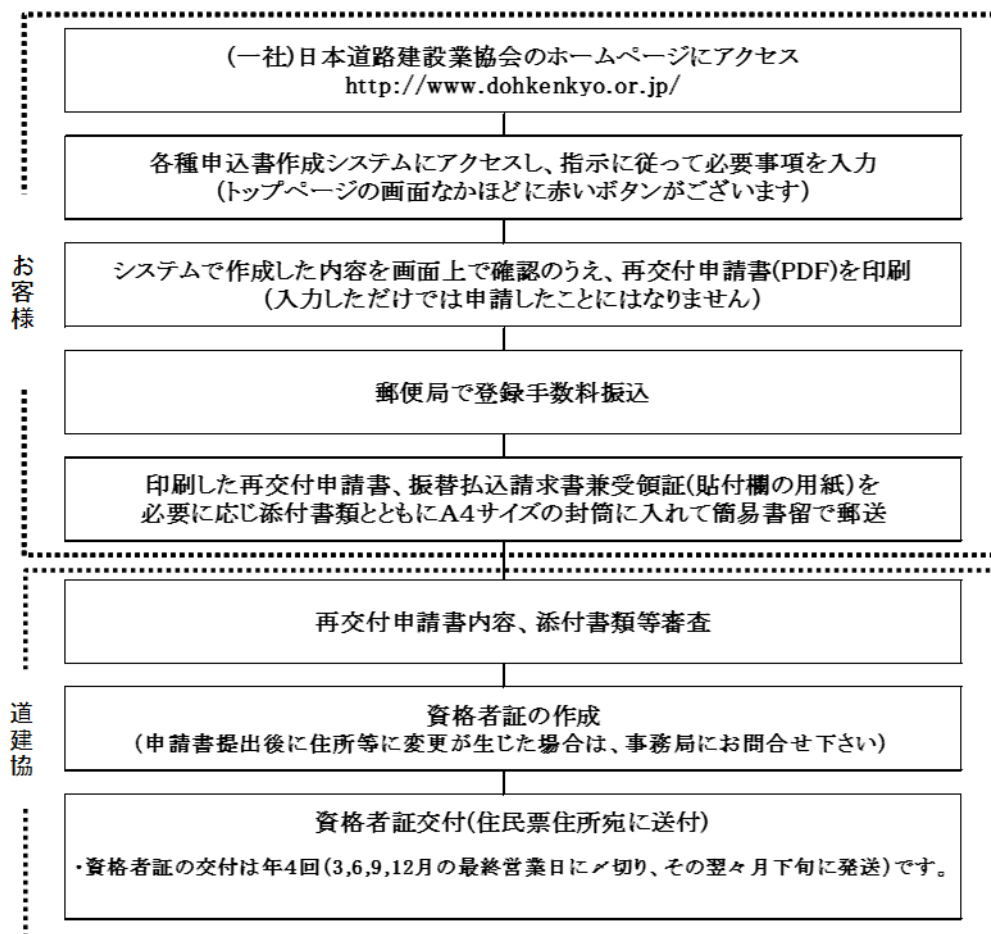
再交付手数料は、6,000 円（消費税込）です。

3. 資格者証の再交付申請手続き

(1) 再交付申請書類の提出

図・再交付の流れに従い資格者証の再交付申請書を作成し、必要に応じ添付書類とともに A 4 サイズの封筒に入れて、必ず、簡易書留郵便で郵送して下さい。

図－再交付の流れ



※インターネット上で「再交付申請書」の作成ができない方は、事務局まで電話でお問い合わせ下さい。

(2) 資格者証の再交付申請受付

資格者証の再交付申請は、随時受け付けています。

ただし、資格者証の交付の関係で、申請受け締切りは年4回（3月、6月、9月、12月の各月末必着）となっています。

なお、締切日が土曜、日曜、祝・休日に重なる場合は、その前の平日に締め切ります。

(3) 資格者証の再交付

資格者証は、年4回、申請受け締切りの翌々月上旬に再交付（簡易書留で郵送）します。

(4) 資格者証の登録日および有効期間

再交付する資格者証の登録日および有効期間は、交付されていた（または交付されている）資格者証と同じです。

4. 再交付申請に必要な書類

(1) 再交付申請書

再交付申請書は、道建協のホームページに設置する「舗装技術者資格 各種申込書類作成システム」内の「資格者証再交付」メニューから作成できます。

① 資格者証再交付メニューにアクセスし、指示に従って必要事項を入力すると、最後にPDFファイルがダウンロードできます。このPDFファイルを印刷したものが「再交付申請書」になります。

② 再交付申請書の氏名欄に押印して下さい。

注) システムに入力しただけでは、申請したことにはなりません。必ず印刷のうえ、申請書を郵送にて提出して下さい。

(2) 振替払込受付証明書

PDFファイル内の払込取扱記入例を参考に、郵便局に備え付けの「払込取扱票」を使用し個人別に払い込み、郵便局の証明印が押された振替払込請求書兼受領証またはそのコピーを、PDFファイル内の「振替払込受付証明書」貼付欄にはがれないようにのり付けして下さい。

(3) 登録事項に変更があった場合の添付書類

変更する登録事項	添付書類（各1通、コピー不可・6ヶ月以内発行のもの）
氏 名	戸籍抄本
本 籍 地	住民票（本籍地記載）または戸籍抄本
住 所	住民票（法改正により外国籍の方も、住民票が必要）
勤 務 先	不 要

※ 転居ではなく、市町村合併等により住所が変わった場合は、住民票（コピー可）または、新旧住所が確認できる市町村長発行の証明書（市制施行証明書等、コピー可）を添付して下さい。

※インターネット上で「再交付申請書」の作成ができない方は、事務局まで電話でお問い合わせ下さい。

【申請書類の提出先および問合せ先】

一般社団法人日本道路建設業協会 検定企画課
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館 3 階
TEL 03-6280-5038 FAX 03-6280-5040
ホームページ <http://www.dohkenkyo.or.jp>

一般社団法人 日本道路建設業協会の個人情報保護 基本方針

一般社団法人 日本道路建設業協会（以下「協会」という。）は、個人情報の適正な取扱いの確保に努めるため、国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン（平成 16 年 12 月 2 日国土交通省告示第 1500 号）の趣旨に基づき本指針等を作成し、個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。

1. 個人情報の利用目的

協会が収集する個人情報の利用目的は次のとおりです。

ここに定めない目的で収集する場合は、その際に、利用目的を明示します。

- (1) 道路技術および道路用資材に関する調査研究のため
- (2) 道路に関する試験・研修実施のため
- (3) 道路に関する技術の指導、受託のため
- (4) 道路建設行政および道路技術に関する情報の収集整理および提供のため
- (5) 舗装診断士、舗装施工管理技術者資格試験等実施のため
- (6) 各種契約管理のため
- (7) 役職員等の人事管理、連絡および施設、機器の管理のため

2. 個人情報の公開

協会では、個人情報に業務上必要がある場合のみに利用し、外部に提供することはありません。ただし、法令により開示の要請がある場合に限り、個人情報を開示する場合があります。

3. 個人情報の第三者への提供

協会が発行する舗装施工管理技術者資格者証の情報（資格区分、登録番号、氏名、生年月日、取得年月日、所属等）及び舗装診断士資格者証の情報（資格区分、登録番号、氏名、生年月日、取得年月日、所属等）は、公共工事の発注者（国、地方自治体、特殊法人等公的機関）において、建設業者の資格審査や施工体制の確認等を目的として利用されます。

上記以外の個人情報は、本人の同意を得て名簿を発行する場合を除き、第三者に提供することはいたしません。

4. 個人情報の管理

協会は個人情報保護管理責任者を置き、協会全体の個人情報の管理を適切な安全管理措置を講じて、個人情報の漏洩、紛失、毀損または個人情報への不正アクセス等の防止に努めます。

また、個人情報を、利用目的遂行のために業務を委託する場合は、個人情報の取扱いに関する委託先の適切な管理・監督を行います。

5. 個人情報の開示、訂正、削除

登録されている個人情報について、本人から開示、訂正、削除の請求があった場合は、速やかに対応します。また、保有する必要がなくなった個人情報は速やかに廃棄します。

個人情報保護担当窓口

一般社団法人 日本道路建設業協会 総務部

TEL:03-3537-3056 E-mail:jrca@dohkenkyo.or.jp

（E-mail は不定期に変更する可能性があります。お気をつけ下さい。）

一般社団法人 日本道路建設業協会